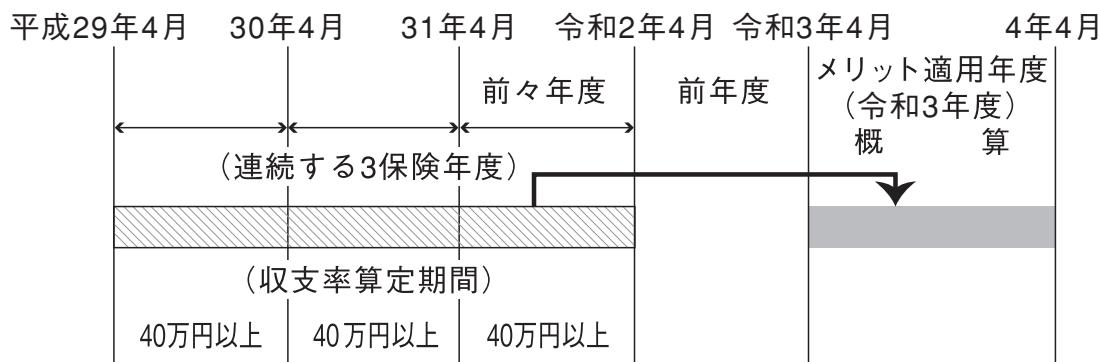


21 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げる制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業にメリット制が適用されます。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、昨年度送付した「令和2年度労災保険率決定通知書」に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和3年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**令和3年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改定労災保険率（メリット料率）」により、概算保険料額を算出してください。次のページに「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を掲載していますので、ご活用ください。

令和3年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。

※ 令和2年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合は、年度更新申告書と同封のリーフレットをご確認ください。

一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表

※労務費率18%、労災保険率64/1,000を使用する場合は①を、労務費率19%、労災保険率62/1,000を使用する場合は②をご確認ください。